

シャウプ勧告と戦後日本の資本蓄積

藤岡純一

目次

序章

第一章 シャウプ勧告の論理構造と資本蓄積

第一節 シャウプ勧告の論理

第二節 「勧告」における「公平」

第二章 戦後復興期の資本蓄積とシャウプ勧告

第一節 戦後復興期の資本蓄積

第二節 シャウプ勧告と戦後復興期の資本蓄積

一、資産再評価

二、修繕対資本支出

三、棚卸資産経理の自由化

四、貸倒準備金

第三節 シャウプ勧告の歴史性

序章

シャウプ勧告の評価について、これまで数多くの見解が出

されてきているが、その中でも特にすぐれた業績として、鈴木雄氏、林栄夫氏、加藤陸夫氏の論文があり、それらの論文によって、どのような意味においてかは異なるとしても、シャウプ勧告が資本蓄積を促進させるための税制改革案であったことについては、ほぼ一致をみるにいたっている。

たとえば、鈴木雄氏は、「インフレーションの安定化した基盤の上におけるいわば正常的、恒久的な租税対策」として「租税によって資本蓄積を促進するような税制を確立し、あるいは資本蓄積を阻害するような税制を改めるという意図が当初からシャウプ博士の構想のなかに含まれていたのである」⁽¹⁾と述べられ、実際にシャウプ勧告が、高額所得者による「自発的節約が銀行預金を迂回する間接投資に向うよりも、証券市場を通ずる直接的投資に向うことを期待して」⁽²⁾お

り、その意味において資本蓄積促進税制案であつたことを、富裕税創設、利子所得課税、配当所得課税に関する勧告によつて証明されている。

また、林栄夫氏は、「資産再評価は、全税制が合理的に運営されるための基礎条件を整備しようとするものであつたが、この資産再評価という基底の上にてたられた全税制の中核をなすものは、キャピタル・ゲインの全額課税、キャピタル・ロスの全額控除である」という理解のもとに、主として、資産再評価とキャピタル・ゲイン課税、及びそれらと他の課税形態との相互関係についてシャープ勧告を批判的に検討されている。

資産再評価について林氏は、「資産再評価——減価償却費の増額——利益縮小という一連の操作は、これら(配当及び賃金——筆者)の社外流出を阻止して、減価償却費の増大という形で実質的には社内留保を増大しようとしたものとみななければならない」とされ、また、企業留保捕捉機能によって論理構成上シャープ勧告の中核に置かれているキャピタル・ゲイン課税について、「キャピタル・ゲインは配当の転形たるべきものと創業者利得形態のものを含んでいる」のであ

シャープ勧告と戦後日本の資本蓄積(藤岡)

るから、キャピタル・ゲイン課税は企業留保捕捉機能を必ずしも果しうるものではないことを証明されている。

さらに加藤睦夫氏は次のように述べられている。

「『キャピタル・ゲイン全額総合課税による法人内部留保捕捉というフィクションをかり、法人軽課の論理は一層発展する。つまり単なる税率上の負担緩和から法人の所得計算の可及的是認、これに対する税務行政の干渉排除にまで問題が進められてくるのである。すべてこれらの法人軽課のシャープ的論理構成は、アキレス腱としてのキャピタル・ゲイン全額課税を含む、所得税の徹底した総合課税によって保障されるとする。勧告にみられるような厳密な(といつてよい)所得税の総合課税の要求は、実は法人軽課、それも大法人軽課という高度の資本蓄積税制のキーポイントとして設定されていることを忘れてはならないのである。」

このように、三氏はいずれも、シャープ勧告に資本蓄積促進税制としての評価を与えられているのであるが、その後の多くの論者は、おおむねこれらの見解をベースとして展開していると言つてさしつかえない。

このような、シャープ勧告を資本蓄積促進税制であるとするこれまでの主要な見解に対して、シャープ勧告は課税における合理性と公平の観点を重視したものであるとして、前述の見解を批判しながら展開している論文がいくつつか出されて

いる。

このような見解の代表者の一人は藤田晴氏であるが、氏は次のように述べられている。

「戦後における日本の租税構造の基礎を確立した『シャウプ勧告』の最大の特色は、課税における公平の観点を極度に重視し、直接税ことに個人・法人の所得に対する租税を中心にした租税構造を確立しようとした、という点にある。」

「林氏を始め多くの学者は、シャウプ勧告は資本蓄積のための税制を確立しようとしたものだという見方をとっている。勧告における強制的資産再評価の要求は、たしかにこのような見方に対して有力な根拠を与える。しかしながら、全体的に見て、資本蓄積促進型の税制を確立することが勧告の最大の意図であったという主張には、少なからず無理があるように感じられる。日本の税制を資本蓄積促進型に改造したのは、シャウプ使節団ではなく、シャウプ税制を骨抜きにした人達ではないであろうか。」

このような藤田氏の観点を、企業税制を中心に積極的に展開され、それによって従来の見解を批判されている論者は、宮島洋氏である。

宮島氏は、従来のシャウプ勧告研究について、それが「第一に、シャウプ勧告全体を通じて税制による資本蓄積の促進という目的が重視されていること、第二に、いわゆる法人疑

制説を基礎とした法人軽課措置、資産再評価の容認、減価償却費の弾力的取扱などの勧告に示される企業税制において、とりわけ資本蓄積促進という目的が強調されていること」をあげ、このような評価が、「シャウプ勧告と従来の日本税制との比較研究およびシャウプ勧告の理論構造分析という極めてオーソドックスな評価方法によって導き出されて」いるが、「シャウプ勧告の批判対象となった従来の日本税制が戦後インフレーション下における特殊な税制であったことを考慮した場合、そうした従来の日本税制を評価基準とすることには疑問を禁じえない」とされている。そして、「評価基準となるのは日本と基本的にみて同じような経済状況にあった西欧諸国の企業税制」であるべきだとして、主として、国際比較によってシャウプ勧告の評価を行っておられる。

このような氏の評価方法によって出された結論は、「第一に、租税による資本侵蝕を防止すること、第二に、負担の公平を維持しつつ資本蓄積を促進すること」であり、シャウプ勧告が資本蓄積促進税制であったことを否定しておられるのである。

しかしながら、宮島氏の国際比較という方法は、単なる制

度上の比較であつて、その限りでは、氏が批判されているこれまでのシャウプ勧告研究の方法、すなわち、勧告をそれ以前の前日本税制と比較するということが、本質的に変わるものではないのである。なぜなら、租税制度の形成は、それぞれの国の一定時期の具体的な経済的諸關係に規定されているのであるから、制度上の比較は、まずそれを規定している経済的諸關係、特に資本蓄積の段階を考察したその上で行われなければならないからである。しかも、それぞれの資本蓄積の發展段階によつて、同じ資本蓄積促進税制であつても、その形態は異なるのである。したがつて、單なる制度上の比較によつて、ある税制形態が資本蓄積促進に消極的であるという結論を得たとしても、具体的な資本蓄積の水準を考察するならば、必ずしも同じ結論に達するとは限らないのである。⁽¹²⁾

だから、シャウプ勧告が資本蓄積促進型の税制案であつたかどうかという課題は、單なる比較税制研究によつては、限界を有しているものであり、具体的な資本蓄積との係りで説明することによつて、はじめて十全なものとなることができるのである。

本稿は、シャウプ勧告の論理構造を解明した鈴木武雄氏、

シャウプ勧告と戦後日本の資本蓄積（藤岡）

林榮夫氏、加藤睦夫氏らの業績を一層發展させ、シャウプ勧告の論理構造と戦後日本の具体的な資本蓄積とを統一的に解明し、そのことによつて、シャウプ勧告の戦後日本資本主義においてもつ意義を新ためて解明しようとするところにあるものである。

シャウプ勧告において、資本蓄積促進の意図が、いかなる意味でつらぬかれているか、そして、その意図が、その後の日本資本主義の發展のなかで、どのように發展させられ、また修正されてきたのか、そのような、まだ決着のついていない問題を、シャウプ勧告の論理構造と、具体的な資本蓄積とを統一的に把握することによつて、私なりの結論を述べたいと思う。

このような課題に取り組むためには、「勧告」の全体を考察の対象にしなければならないことは言うまでもないが、本稿では、資本蓄積を直接に促進する部分に焦点をあてつつ、同時に、「勧告」の論理構成上、また、勧告における「公平」の問題を解明するために必要な限りにおいて、資本蓄積促進と間接的に係わる問題についても論及したいと考える。

(1) 鈴木武雄著「現代日本財政史」第三卷 一九六〇年發行

- 二四四～二四五ページ
 (2) 同右 二九〇ページ
 (3) 林栄夫著「戦後日本の租税構造」一九五八年発行 二二四ページ
 (4) 同右 二〇九ページ
 (5) 同右 二七四ページ
 (6) 加藤睦夫「租税」島恭彦・林栄夫編「財政学講座」第三卷所収 一四〇ページ
 (7) 例えば、次のような文献を参照されたい。
 高橋誠著「現代財政論」一九六七年発行 一七四～一七七ページ
 佐藤進著「現代税制論」一九七〇年発行 二四三～二四八ページ
 和田八束著「現代租税論」一九七〇年発行 七四～九三ページ
 遠藤宏一「戦後日本の企業課税問題——法人所得課税と租税特別措置——」『金沢大学経済論集』第九号 一九七三年三月発行所収 五八～六四ページ
 (8) 藤田晴「租税制度」小宮隆太郎編「戦後日本の経済成長」所収 二四ページ
 (9) 藤田晴編「財政政策」一九七三年発行 四ページ
 (10) 宮島洋「シャープ改革の評価——企業税制について——」林健久・貝塚啓明編「日本の財政」一九七三年発行所収 二二九～二三〇ページ
 (11) 同右 二四九ページ

(12) 日本の戦後復興期における鉱工業生産と技術の水準は欧米諸国に比べてきわめて遅れた水準にあったのであり、物価上昇についても、欧米に比べて著しく急速な上昇を示したのである。このような状態における税制改革は、資本蓄積促進型という点では同じであっても、その形態は欧米諸国と自ら異ってくるのであって、単なる制度上の国際比較から結論を下すことは早計であると言わざるを得ないのである。

第一章 シャープ勧告の論理構造と

資本蓄積

第一節 シャープ勧告の論理

シャープ勧告の研究の出発点は、何よりも勧告の論理構造の分析である。これについては、これまですでに述べたような数多くのすぐれた研究があるので、それらに依拠しつつ、簡単な要約を行うに止めたい。

シャープ勧告において、全税制の「合理的」基盤を確立するということの意味で、いわば前提条件をなすが、資産再評価であった。(1) それは、戦後の百倍ないし二百倍という急速なインフレーションによって生じた「名目的」利益を課税対象から除外することによって、特に、キャピタル・ゲイン課税におけ

る「名目的」部分を除外し、「適正」ならしめることを目的としていた。

この、課税における「名目的」部分を除外した後、確立した「勧告」全体の中核は、キャピタル・ゲイン課税であった。⁽²⁾これは、法人税を株主に課せられる源泉課税とみなし、そのため配当課税から法人課税部分を控除するという法人疑制説による税制の確立を徹底させるものであった。すなわち、それは、法人税が株主に課せられる源泉課税であり、法人所得はすべて社外分配されることを前提とするのであるが、現実には社内留保が存在するわけであって、前述の法人疑制説論理を徹底させるためには、その内部留保が何らかの形で捕捉されなければならないわけである。そこで、キャピタル・ゲイン課税が、株式売買において、株価として反映した社内留保を捕捉できるという論理によって、それが徹底されるといふ構造をもつのである。したがって、キャピタル・ゲイン課税と法人疑制説は一体のものとして取り扱わなければならないのである。

このような論理構造によって、他方で、「勧告」における資本蓄積促進税制が確立されているのであるが、それは第一

シャープ勧告と戦後日本の資本蓄積（藤岡）

に、法人税が株主に課せられる個人所得税の源泉課税とみなされ、その論理的帰結として低い定率課税が根拠づけられたことである。⁽³⁾その第二は、キャピタル・ゲイン課税が社内留保を捕捉できるという論理は、すでに加藤睦夫氏によって証明されているように、一つの虚構であり、その虚構によって、内部留保の蓄積を是認したことである。「勧告」において、キャピタル・ゲイン課税が内部留保を捕捉できるという論理によって、修繕費の経理区分、減価償却方法の自由化、棚卸資産の経理の自由化、貸倒準備金の創設、欠損の繰戻および繰越しなどの、損益計算機構の自由化が計られているのであるが、これらは、基本的には、利潤の費用化という会計操作によって、租税回避を意図するものに他ならないのである。

このように、「勧告」は、法人疑制説とキャピタル・ゲイン全額課税を基礎として論理的に構成されているのであるが、そのことによって、他方で、低い定率課税と損益計算の自由化という資本蓄積の促進が図られたのである。

(1) 林栄夫氏 前掲書参照

(2) 同右

(3) 加藤睦夫氏 前掲論文参照

(4) 同右

第二節 「勧告」における「公平」

資本蓄積促進税制の論理的基礎は、前節においてすでに論じたので、次には現実的基盤について述べなければならぬ。現実的基盤という時、広義には、当時の資本蓄積の全体構造を説明するものでなければならぬが、それについては次章で展開することにし、ここでの現実的基盤とは、限定された意味での、すなわち、一定の税収を確保することによって、資本蓄積促進税制が可能となるという意味での現実的基盤である。

シャープ勧告における税収確保の重要な手段の一つは、「公平」原則の徹底である。したがって、「勧告」における「公平」原則について、それによって、いかに過酷な大衆課税が行われたかを述べておくことにする。

「勧告」において考慮された「公平」は、すでに鈴木武雄氏が述べておられるように、農業所得者・給与所得者・個人営業者の同一所得水準間の「公平」、したがって個人的公平であって、社会的・階級的公平では決してなかったのである。このことはなによりも、「勧告」がなぜ「公平」原則の導入

を必要としたかという理由を明らかにすることによって理解できる。これに関係すると思われるところで、「勧告」は次のように述べている。

「いかなる租税制度もそれが公平なものでなければ成果を上げられるものではない。また納税によってそれが公平なものであることを認められるものでなければならぬ。」

「所得税法自体には、その細目にわたって多くの不公平な点がある。例えば合算申告にあたって同居親族の觀念が支配している点および二割五分の勤労控除のため、中小商工業および農家に比して給与所得者が不当に有利となっている差別の如きである。……この欠陥を積み上げると、不満と危機をさえ醸成する要因ともなるのである。」

「現在所得税は一方に脱税と他方に独断的な更正決定の危機にさらされている。それよりもっと危険なことは脱税と更正決定が一群の納税者——中小商工業者および農業者——において他の群の納税者——給与所得者——に比較して遙かに多いという点で、これが不公平の主要原因となっている。」

以上の引用から明らかなように、税制上の不公平は危機をさえ醸成するのであって、その危機とは脱税と独断的な更正決定である。だから、いかなる税制も公平なものでないという結果が上げられないのである。

表 I-1 家計収支の状況 (円, %)

	1934~ 1936年	1949年	戦 後 戦前×209 (実質水準)
実 収 入	108円	15,524	69%
実 支 出	98	15,642	76
家 計 費	97	13,540	66
租 税 公	1	2,102	140
過 不 足	10	-118	
実 収 入	100%	100	
実 支 出	91	101	
家 計 費	90	87	
租 税 公	1	14	
過 不 足	9	-1	

- (注1) 実収入、実支出は一世帯一カ月当りの金額
但し、平均世帯人員4.71人
(注2) 1934~36年は内閣統計局調「家計調査」(東京)
1949年は東京都行調「東京都家計調査」
に拠る。
(注3) 「実質水準」は1934~36年に対する1949年名
目額の倍率を物価倍率(209倍)で割ったもの
(注4) 経済安定本部「経済現況報告」1950年発行
p.59より。

シャープ勧告と戦後日本の資本蓄積(藤岡)

すなわち、シャープ勧告が「公平」原則を導入した目的は、税率引き下げの目的などと同じであって、納税において国民の協力を促進すること、言い換えれば、税務行政の執行をより効果的に行うことにあつたのである。

このような「公平」原則の導入によって、いかに勤労者の生活困難が増大したかは次の事情によって明らかとなる。

一九四九年当時の勤労者の家計収支の状況は表 I-1 に示す通りであるが、収入の水準が戦前の七割に減少していることに加えて、租税公課による支出が戦前の一%から一四%に

まで増大し、いかに生活困難が増大していたかがわかる。この租税公課による支出の増大は、低所得層において急激な累進度を有する所得税の構造のもとで、急速な物価上昇により実質的な収入が減少しているにもかかわらず、より高い税率で課税されることに原因するものである。

このような当時の勤労者の税負担に対して、シャープ勧告が採った措置は、基礎控除を一・五万円から二・四万円に引き上げることなどの物価上昇に対してきわめてわずかな負担軽減であり、戦前に貫かれてきた所得税における最低生活費非課税の原則が、もはやその意味を全く失ってしまったと言わざるを得ないものであつた。⁽⁵⁾

このように、「勧告」における「公平」によって、実は大衆に対する過酷な課税が強要されたのであるが、このことが、法人税を低い定率課税にし、損益計算機構を自由化するための現実的な基盤であつたといふことができる。⁽⁶⁾

- (1) 鈴木武雄著「現代日本財政史」第二巻 二八一ページ
(2) "Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission",
Vol. I, p. 16
(3) *ibid.*, p. 17
(4) *ibid.*, p. 46

（5） 武田隆夫「シャープ勧告と所得税」『東京大学経済学会経済学論集』第一九卷 第六・七号 一九五〇年発行所収 八二～八三ページ

（6） 企業課税において、「公平」が強調されているのは、資産再評価に関するところである。資産再評価については、「勧告」は、他の納税者とのバランスを考慮して、六割の再評価税を課したのであるが、シャープ勧告が考慮している他の納税者とは、「資産を譲渡した際に生じた架空利益に対して既に所得税を納付していた」個人・法人と「債券のような確定貨幣債権の所有者」（二四ページ）であり、いずれも資産の所有者であること、したがって考慮されていたのは資産所有者間のバランスであって、資産所有者と、主として資産を所有しない勤労者とのバランスでは決してなかったのである。

第二章 戦後復興期の資本蓄積と

シャープ勧告

第一節 戦後復興期の資本蓄積

シャープ勧告が、当時の資本蓄積に照応して、いかに資本蓄積促進型であったか、また、その形態が、その後の朝鮮特需期において、いかに発展させられたかということを明らかにするために、まず、「勧告」が発表された当時の具体的な

資本蓄積を説明しておかなくてはならない。なぜなら、諸経済政策は資本蓄積の具体的な発展段階によってその形態が規定されているからである。

戦後復興期における資本蓄積の特徴を明確にするために、まず、その期の日本資本主義が、その後の朝鮮特需期及び「高度成長」期へ発展していく上で、どのような位置づけを与えることができるかを、簡単に論じておく。

戦後復興期における日本資本主義の最大の課題の一つが、激減のどん底におちいった鉱工業生産を戦前水準へ引き上げることによって、独占資本の立ち直りと拡大再生産の軌道の確立を直截に目指すことであつたのに対して、ドッジ・ライオンを経て、サンフランシスコ講和条約を締結した以降の日本資本主義は、独占資本の蓄積が国際的な軍事体制の一環として組み込まれることによって、国際的な軍事経済の末端として拡大再生産を推進することを一つの重要な課題としていた。だがこのことは、必ずしも、直接的な軍事生産に日本が携わるといふことを意味するのではなく、アメリカ合衆国における軍事体制の補助的ないし下請的分担部分としての軍事経済への転化であつた。¹⁾

この体制への転化は、合衆国の技術を導入し巨額の固定資本投資を開始した鉄鋼の第一次「合理化」に始まり、一九五〇年代後半からの第二次・第三次「合理化」、また石油化学工業の導入及び発展としてあらわれてくるのである。言い換えれば、合衆国における最新鋭重化学工業としての航空・宇宙・エレクトロニクス産業などと直接的な分業関係にある日本の素材重化学工業の発展を主な内容とするものであったと言えるのである。

管理通貨制度が支配的な時代にあつては、商品の国際的な移動が発展するためには、各国の通貨の間に交換レートの取り決めが必要である。したがつて、合衆国を中心とする軍事体制に日本がこのような意味で組み込まれるためには、その前提として、一ドル＝三六〇円の交換レートの設定、すなわち、日本がアメリカ合衆国の資金撒布の体制としてのIMF体制に組み入れられる必要があつた。ギャロップ・インフレーションを収束し、一ドル＝三六〇円の交換レートの設定を可能にしたドッジ・ラインは、このような意義を有していたということが出来る。

このような、国際的軍事体制に組みこまれた日本資本主義

シャウプ勧告と戦後日本の資本蓄積（藤岡）

の段階から、戦後復興期を再度位置づけるならば、次のように要約することができる。すなわち、日本資本主義が国際的な軍事体制に現実^に組み込まれるのは、朝鮮特需による生産水準の著しい増大を条件とするのであるが、それに対して、戦後復興期は、いまだに全体として生活水準が低い段階であり、全般的に物資が不足している状態のもとで、戦時経済統制が維持されていた時期であつた。

以上のような、戦後復興期の位置を念頭に置きながら、その時期の日本資本主義の特徴をまとめておくことにする。

まず第一に、今述べたように、敗戦直後からドッジ・ラインにいたる経済過程は、日本資本主義が極度の生産激減のどん底状態から、工業生産が戦前（一九三六年）の約五割強にまで回復する段階であり、全般的に生産水準が低く、戦時経済統制が維持されていた時期であつたと言える。

「敗戦の結果、日本経済は、その基本的要因ともいふべき土地、資本、人口の荒廃と混乱の中に投げだされ^{（註）}、産業の状態も、鉱工業生産において「すでに敗戦前の昭和二〇年四月に戦前（一九三五～三七年基準）の四分の一にまで落ちこんでいたが、戦後の八月には、さらに一〇分の一以下に減退して、

表II-1 鉄工業生産指数の推移

	鉄工業	製造業
1936	100	100
1946	25.1	23.3
47	31.3	29.4
48	41.5	38.9
49	53.8	51.7
50	66.2	64.4

(注) 東洋経済新報社「経済統計年鑑」1972年度版 p. 251より

五三・八%にまで回復するにいたつたのであるが、戦後の落ち込みのなほはだしきのゆえに、欧米諸国の復興水準からすれば、まだまだ低い水準にあつたと言える。

しかし、このような生産の停滞は、戦争による生産設備の破壊に主要な原因があつたのではなく、むしろ「原料及び石炭・電力の不足にもとづく」ものであり、「設備の能力は一般に現在の生産実績に対しては、大きな余裕」を残していたのである。言い換えると、原燃料の不足による設備の稼働率の低きこそが、生産を低水準に止める最大の要因であつた。

したがって、この期の資本蓄積の第二の特徴として、稼働率のきわめて低い水準と設備の老朽化をあげることができ、表II-2によつて明らかのように、鉄鋼においては、一九四六年一二月の操業度は一・七%〜二六・一%であり、操業

事実上生産活動は停止して「いた」という状態から日本経済は出発したのである。そして一九四九年には鉄工業生産指数で

表II-2 操業度の推移 (%)

部門	鉄	鋼	軽金属圧延	硫 安	ソーダ	セメント	ゴ ム
1946年12月	1.7~26.1	44.9	66.8	3.8~37.4	22.3	23.9	
1948-12	14.5~41.4	62.9	55.9	25.3~47.5	52.3	26.0	
1949-12	24.1~56.9	72.9	76.2	37.5~74.5	81.6	36.1	

(注) 経済安定本部「経済現況報告」1950年発行 p. 38より。

表II-3 鉄鋼業における設備の稼働及び利用状況 (%)

		保有設備の稼働率	使用設備の利用率
高炉	1942~3年平均 1950年3月	96 31	77 103
平炉	1942~3年平均 1950年3月	97 43	79 113
圧延	1942~3年平均 1950年3月	83 72	52 51

(注) 表-2に同じ p 66より。

度の一定上昇を示している一九四九年においても、いまだ二四・一%〜五六・九%という実体であつた。

なお、一九五〇年において、鉄鋼業の稼働率は戦前に比べて極めて低い水準を保っているが、おなじ操業度といつても、存在する設備の割合を使用するかということ(保有設備の稼働率)と使用設備の生産力をどの程度フルに利用するかということ(使用設備の利用率)と

は別であつて、後者については、戦前水準に回復するか、あるいはそれを上回る勢を示している。このことは、遊休設備が大量に存在する中で、使用設備をフルに回転させることによって、いかにコストの切り下げを行おうとしていたかがわかる。

かくして、「現在の労働生産性低下の原因としては、過剰雇用の面もあるけれども、設備の悪化、資金難、特に原材料及び動力の不足による操業度の低下という点も重視しなくてはならない」のであり、「当面操業度低下の原因となつている諸障害を打開して操業率の上昇をはかることがきわめて重要な課題となつていたのである。

このような遊休設備の膨大な存在と、そのために操業度を上昇させることが重視されてくることの結果として、新規設備の導入は、戦時にその設備がスクラップされた繊維工業などを除けばほとんど行われず、設備の老朽化が一層進んだのである。

この特徴は、民間投資においてもあらわれてくるのであつて、一九四九年における産業投資は、「電源開発、海運その他一部産業を除いては、既存設備の復旧、補修あるいは部分

シャープ勧告と戦後日本の資本蓄積（藤岡）

的更新等に重点がおかれ、世界的水準にかなりおくれしているわが国の技術水準を高め労働生産性を引上げるような設備の合理化、近代化のための投資は、繊維、化学薬品などの一部をのぞいてはほとんど行われておらず、老朽設備の更新、設備近代化のためには今後にも尚多くの投資を必要としてい⁽⁸⁾たのである。

欧米諸国においては、すでに戦後における「合理化」投資が行われる時期に入つていたのに対して、日本において本格的な「合理化」期にはいるのはようやく一九五一年であり、鉄鋼第一次「合理化」においてはじめて具体化されてゆくのである。

以上のような生産の顕著な低下と、大量の老朽設備と遊休設備の存在は、企業経営の面において、大きな赤字要因となるが、これがこの期の資本蓄積の第三の特徴である。

一九四八年の『経済情勢報告書』において、次のように述べられている。

「多くの企業は、その操業率が戦前に比べて極めて低いため、経理内容が不健全で昨年上半年期において赤字を続発した。八月の価格改訂により一応現在の操業率においても収支均衡

表 II-4 使用総資本利益率の推移

(%)

	電力業	石炭業	鉄鋼業	アルミニウム製鉄業	自動車工業	化学工業	造船業	板ガラス工業	繊維業	化学繊維工業	化学肥料工業	ソーダー工業	製紙業
1949年下期	1.1	-6.9	※ 2.1	2.8	-5.8	-4.2	※1.8	7.2	9.2	6.1	2.4	1.1	10.6
1950年上期	—	3.4	3.67	4.8	0.7	0.6	0.3	10.6	10.3	26.0	3.5	2.8	21.8
1950年下期	1.3	4.1	10.6	13.0	5.8	0.6	1.5	11.2	40.5	91.8	6.2	15.6	29.4
	(鉱業)												
1932年上期	2.5	3.0 (33年E)	7.4	—	—	—	-0.3	4.0	6.4 (33年E)	14.7	1.9 (33年F)	9.8	1.7
1936年上期	4.5	8.6 (37年E)	11.5	—	6.5	—	3.8	11.7	6.8 (37年E)	8.0	6.5 (37年E)	5.5	5.5
1942年上期	—	4.6	4.2	—	3.8	6.7	4.1	5.1	5.5	3.6	4.3	2.1	5.8
	(工業品業)												

(注1) 使用総資本利益率—期末使用総資本

(注2) ※印は調査対象会社のうち一部新会社を除いたものの利益率を示す。

(注3) 1949年下期は伊勢船渠完成後の会社が多く、高い数値となっている。

(注4) 経済安定本部「昭和26年度年次経済報告」1951年7月1日発行 p.95~96より

するように公価の引上げが行われたが、その後の賃銀の上昇や操業率の予期以上の低下、その他の事情により、再び相対的赤字を生ずるに至っているのである。⁽⁹⁾

この赤字傾向ないしは利益の戦前水準以下への低下は、朝鮮特需期に入る直前、一九五〇年上期まで続くのであるが、表II-4によると、一九四九下期において、石炭業・自動車工業・車輪工業は大きな赤字をかかえており、その他の産業の多くは、その利益率が一九五〇年上期においていまだ戦前水準（一九三六上期）を大きく下回っているのである。

このような企業赤字にもかかわらず、拡大再生産を保障するために赤字融資の増大が必然となる。一九四八年度末における復興金融金庫の貸付残高のうち赤字融資と見るべきものが一八七億円に達しており、特にこのうち石炭業に対するもののみで一二六億円に及んでいたのである。⁽¹⁰⁾ この赤字融資は、当然の結果として、インフレーションを一層加速化させざるを得ないのである。

第四の特徴としてあげなければならないのは、生産の停滞と企業赤字に一層拍車をかけるものとしてのギャロップ・イ

インフレーションである。

インフレーションは、物価の安定をみだし、企業経営の見通しを不可能とすることによって「正常な生産活動」を阻害するばかりでなく、労働力・資金・資材が基礎的生産部門から逃避し商業部門或は回転率の早い消費物資ないしぜい沢品の生産部面へ向うことによって経済再建を困難にする。⁽¹⁾またインフレーションは、増加運転資金の需要増大や売掛金の増大などによって企業の金づまりを甚しくするのである。

戦後インフレーションは、最初の段階では「臨時軍事費」の湯水のごとき放出によって、次いで、「復興金融金庫」からの企業融資を中心とする政府投資によって、それが日銀券増発を通じることによって生じたのであるが、そのような産業政策が、同時に資本蓄積の一つの桎梏に転化していたのである。

表II-5から、戦後日本の物価上昇が欧米諸国より極めて激しいものであったことがわかる。

このように、敗戦からドッジ・ラインにいたる日本資本主義は、鉱工業生産において戦前の五割強にまで生産が回復したものの、全体として、生産の停滞・稼働率の低位水準と大

シャウプ勧告と戦後日本の資本蓄積(藤岡)

表II-5 各国の卸売物価の推移

(%)

	日 本	米 国	英 国	フランス
1946年平均	100	100	100	100
1947	294	123	109	153
1948	783	133	125	263
1949	1,278	127	131	295
1950	1,510	132	150	318

(注) 東洋経済新報社『経済統計年鑑』1953年版
p. 27, 22より筆者が作成。

量の老朽設備の存在・企業赤字の累積によって、蓄積水準の非常に低い段階にあったのであり、ギャロップ・インフレーションがそれに拍車をかけていたということができる。

この蓄積水準の低さの中で、生産の一定の上昇と消費水準の低位性の結果として、一九四九年には過剰生

産が「経済安定政策」を通じて顕在化するのであるが、それによって老朽設備が一定廃棄され、設備「合理化」投資への条件が成熟する。一九五〇年における朝鮮特需は、それまで大きく低迷していた輸出を激増させ、生産の増大・企業経営の好転をもたらし、一九五一年以降における新技術導入による設備「合理化」と量産体制への転換をうながすのである。

(1) 井上晴丸・宇佐美誠次郎著『危機における日本資本主義の構造』一九五一年発行 二七三〜四ページ

(2) 経済企画庁編「戦後経済史」（総編）一九五七年発行 三ページ

(3) 同右 三六ページ

(4) ヨーロッパの戦災国であるイタリアでは、鉱工業生産指数において、一九三八年の実績に比して、一九四六年一〇月にすでに六六にまで回復していたのに対し、日本では、一九三五〜三七年平均を一〇〇として、一九四七年四月に、まだ二九・二にすぎなかった。（経済安定本部「経済実相報告書」一九四七年七月四日発行 二九ページ参照）

(5) 前掲「経済実相報告書」一九四七年発行 三〇ページ

(6) この原燃料不足とそれによる稼働率の低水準の一つの重要な原因として、膨大な備蓄物資の隠匿と大資本の生産サボタージュをあげておかなければならない。（林直道「戦後日本資本主義の三十年」『科学と思想』一七号 一九七五年七月発行所収 三〇〜三二ページ参照）

(7) 経済安定本部「経済情勢報告書」一九四八年五月三日発行 四九〜五〇ページ

(8) 経済安定本部「経済現況報告」一九五〇年六月三〇日発行 二八ページ

(9) 前掲「経済情勢報告書」四五ページ

(10) 経済安定本部「経済現況の分析」一九四九年三月二日発行 二五ページ

(11) 前掲「経済実相報告書」三一ページ

(12) 前掲「経済情勢報告書」四八ページ

第二節 シャウブ勧告と戦後復興期の

資本蓄積

一 資産再評価

ドッジ・ライン当時の資本蓄積にとって極めて重要な役割を果たした損益計算機構自由化の問題を論じるのがここでの課題であるが、まず、その直接の前提条件である資産再評価について論じることにする。なぜなら、資産再評価は、全税制の「合理的」基盤であると同時に、「企業経理の基準およびその実施を大いに拡張し改善する」ための直接的な前提条件であり、また、それ自身が資本蓄積促進に大いに貢献したからである。

資産再評価は、日本における企業が相当以前に取得した建物・機械、およびこれに類する耐用年数の長い資産について、その間の物価水準の著しい上昇のため、毎年の減価償却額は「単に名目的な過去の古い原価を反映しているにすぎず」、その額を差引いて算定された利益の相当部分が所得税・法人税によって取り上げられ、「その残余をもってしては、おそらく企業における建物・施設およびその他の産業資本を現在

の水準で維持するには「不充⁽²⁾分」であるという考えのもとに勸告されたものであった。

「一九四〇年以前に取得された資産について行い得る減価償却は現在の貨幣価値において殆んど皆無に等しい。その後における物価水準は概ね百倍ないし二百倍の上昇を示している。実際において、一九四〇年以前に取得された資産については、減価償却は殆んど認められていないといつても差支えないのである。」⁽³⁾

減価償却費が著しい物価上昇のために、名目的な過去の価格を反映するにすぎないとしても、そのことが、現在の固定資本を維持できないことに帰着するかどうかは、「勸告」の現実化に際して、当時から議論の分れるところであった。なぜなら、固定資本投資が、すべて自己資本によって行われるものであれば、確かに、減価償却費の過小化は、それを差引いて算定された利益を過大化することによって、課税額を増大させ、自己資金を食いつぶすことになるのであるが、逆に、固定資本投資の多くが他人資本によって行われているのであれば、物価上昇による減価償却費の過小化は、物価上昇による債務者利得の発生によって相殺されることになり、過小化

シャープ勸告と戦後日本の資本蓄積（藤岡）

された減価償却費を差引いて算出された利益の増大分は、その多くが債務者利得と一致することになるのである。現実には、固定資本投資の一定部分は、他人資本によるものであり、その部分に関しては、債務者利得が発生し、減価償却費はそれによって補足されたのである。

またそれに加えて、大企業などでは、戦後における修繕費の過大計上によって、減価償却費の減少は大部分補われていたのであって、資本は実質上大部分回収されていたのである。

このような債務者利得の発生と修繕費の過大計上によって、償却不足が補足されていたにもかかわらず、資産再評価が行われたということは、減価償却費を実質的に過大に評価することによって、利益を過小に評価し、租税の回避、さらには社外流出の阻止によって、内部留保を増大させるものであったと言える。⁽⁴⁾

以上のことを、石炭・鉄鋼などの基幹産業において例証しておこう。

戦後すぐに存在していた固定資本は、戦後復興期には一部の部門を除いてはほとんど新規投資が行われていないがゆえに、基本的に戦争直前ないし戦中に投資されたものであると

表II-6 固定負債の構成

(100万円, %)

	製造工業					金属工業					鉱業				
	自己資本金	積立金	前期繰越金	当期利益金	社債	長期入金	合計	自己資本金	積立金	前期繰越金	当期利益金	社債	長期入金	合計	
1939年下期	4,297	1,527	245	382	817	756	8,024	53.6	19.0	3.1	4.8	10.2	9.4	100.0	
1940年上期	4,703	1,676	266	459	957	948	9,009	52.2	18.6	3.0	5.1	10.6	10.5		
1940年下期	5,160	1,900	287	465	1,019	1,269	10,100	51.1	18.8	2.8	4.6	10.1	12.5		
金属工業															
1939年下期	954	371	17	88	160	136	1,726	55.3	21.5	1.0	5.1	9.3	7.9	100.0	
1940年上期	1,066	420	20	100	268	230	2,104	50.7	20.0	1.0	4.8	12.7	10.9		
1940年下期	1,242	489	22	127	293	298	2,472	50.2	19.8	0.9	5.1	11.9	12.1		
鉱業															
1939年下期	786	233	21	60	119	72	1,291	60.9	18.0	1.6	4.6	9.2	5.6	100.0	
1940年上期	822	251	23	56	131	76	1,359	60.5	18.4	1.7	4.1	9.6	5.6		
1940年下期	877	266	26	59	148	113	1,489	58.9	17.9	1.7	4.0	9.9	7.6		

(注) 三菱経済研究所「日本事業業及業分折」昭和15年下期版より。

考えて良い。しかも、戦争末期においては、生産が減少する一方で、固定資本投資はほとんど行われていなかった。したがって、一九四〇年前後の固定負債の構成が、ほぼ戦後復興期に稼動していた固定資本の最初の投資資金源泉の構成と一致すると考えられる。

表II-6によると、一九四〇年下期における製造業の固定負債のうち、自己資本の占める割合はあわせて七七・四％で

あり、社債、その他長期負債の割合はそれぞれ一〇・一％、二一・五％であった。また製造業のうち金属工業においても、ほぼ同様の構成をとっていることがわかる。鉱業においては、自己資本の割合が製造業のそれよりも高く、社債・借入金の割合が低くなっている。このうち、社債は有価証券であるという点で株式と共通した特徴をもっているものの、償還を条件とする点では、借入金と同一の性質を有している。したが

って、借入金と同様に社債についてもインフレーションによって債務者利得が発生するとみななければならない。このように考えると、固定負債のうち、社債と借入金の合計である二二・六%（金属工業においては二四%、鉱業では一七・五%）については、債務者利得が発生し、したがって、戦後の償却不足は、少なくともその分については、企業にとって相殺されているのである。

次に戦後復興期における固定資本投資について考察する。戦後の固定資本投資は、既存設備の老朽化と稼働率の異常な低位性の中で、一部の部門を除いてはほとんど新規設備導入はなされず、すでに述べたように、もっぱら設備の補修にあってられていた。設備の老朽化と、稼働設備の戦前水準を大きく上まわる利用率などのため、通常の修繕費を大きく上回る大量の修繕費が支出されていたことは疑い得ない。

この設備資金の資金源は、表II-7に示されている通りであり、一九四八年まで（一九四七年より）は、復興金融公庫によるものが圧倒的に多く、一九四八年には実に六八・九%に達しているのである。復興金融公庫融資分に、銀行信託金庫借入金、社債払込金をあわせると、設備資金のうち八二・一

シャウブ勧告と戦後日本の資本蓄積（藤岡）

表II-7 設備資金供給実績

(100万円, %)

	銀行信託金庫 (除復金)	株式払込	社債払込	復金	見返資金	合計
1948年度	12,308	17,727	785	68,301	—	99,121
1949年度	31,236	38,298	18,901	△4,568	24,603	108,470
1948年度	12.4	17.6	0.8	68.9	—	100.0
1949年度	28.8	35.3	17.4	△4.2	22.7	100.0

(注1) △は回収

(注2) 銀行、信託金庫貸出は日銀調、地方公共団体の分を控除。

株式発行は証券取引委員会調、社債発行は興銀調。

(注3) 表II-2と同じ p.27より。

%が借入金に依存していることになる。

ここで問題は二重に存在する。第一に、設備資金の原資が長期借入金に依存していることは、インフレーションによって巨大な債務者利得を発生させることである。この場合、新たな投資部分の償却期間と返済期間とが一致するならば、新たな投資部分の償却不足が債務者利得によって相殺されるだけである。だが第二に、その設備資金は修繕費として使用され、一年で費用として落される場合が多かったのである。この場合は、債務者利得が二年目以降に生じると同時に、数年にわたって償

却すべきものを一年で落すことによって、一年目において費用の拡充による内部留保の充実が行われることになるのである。したがって戦前において購入した機械設備の償却不足は、このことによって、二重に補足されたのである。しかも、修繕費は、一年で落されるだけでなく、さらに過大に計上されることによって、最後に残った償却不足を補ったのである。

このようなことであるから、資産再評価によって生じる再評価益は、ほとんどすべてが実質的な利益であって、再評価によってその利益が損金に計上され、社外流出が削減されることによって、内部留保が増大させられたのである。だから、その意味で再評価益に対する六％課税はあまりにも低すぎたのであり、その見地からすれば、法人税率である三五％を課すべきことになるのである。

- (1) "Report on Japanese Taxation by the Shoup Mission", Vol. II, p. 125
- (2) *Ibid.* p. 123.
- (3) *Ibid.* p. 123.
- (4) 林栄夫氏は、以上のことについて、繊維工業・化学工業・機械工業を例に出して、詳しく証明されている。（前掲書参照）しかし、問題は、むしろ、石炭、鉄鋼などの戦前・戦中に取得した機械設備を多く有している部門において、実質的

な意味で償却不足が存在したかどうかということではなからうか。

二 修繕対資本支出

シャープ勧告が発表された当時の具体的な資本蓄積を考察することによって、勧告における資産再評価がいかに資本蓄積促進型であったかが明らかになったが、論理上その再評価を直接的な前提条件として形成されている損益計算機構の自由化も極めて資本蓄積促進的であった。

「勧告」における損益計算の自由化は、資産再評価を除けば次の六点であった。すなわち、(1)在庫品の価格差益課税の廃止、(2)欠損の繰戻および繰越、(3)棚卸資産の経理の自由化、(4)減価償却方法の自由化、(5)修繕費の経理区分、(6)貸倒準備金の創設であった。これらの項目について、どのように当時の資本蓄積が、その水準の低位性と特殊性によって、このような税制を必要としたかを明らかにしよう。

まず第一に明らかにしなければならないのは、「勧告」が修繕費を、資産の耐用年数を延長するかしんないかを基準として、資本的支出と営業経費とに区分すべきであると述べていることである。これまでのシャープ勧告研究においては、こ

の修繕費の問題が極めて過小にしか評価されてこなかったのであるが、それは、それまでのシャープ勧告研究が、主として、勧告の論理構成の解明と制度の比較研究に力を注いできたからに他ならない。したがって、修繕費の意義を正確に把握するためには、当時の資本蓄積との関連を明確にしなければならぬ。

すでに述べたように、戦後復興期において各企業には大量の老朽設備が存在し、新規設備導入は、戦時にその設備がスクラップされた繊維工業などを除けばほとんど行われず、したがって、民間設備投資はほとんど設備の補修に回されていたのである。

一般に、必要な修理の規模は、固定資本の生涯のいろいろな時期にさまざまに配分されているのであるが、「機械がその中年期を過ぎれば過ぎるほど、つまり、その正常な摩滅が積み重なってその構成材料が損耗し老衰してくればくるほど、機械をその平均寿命が終るまで生かしておくために必要な修理労働はますます頻繁になり、ますます重大になってくる。」⁽¹⁾ この一般的な意味での修繕費の必要性に加えて、当時の事情は、次の二つの点で修繕費を極度に上昇させたのである。

シャープ勧告と戦後日本の資本蓄積（藤岡）

第一に、稼働設備の利用状況が戦前をはるかに上回っており、それだけ設備の損耗が激しく、修繕費が増大することである。

鉄鋼における設備の利用状況は、すでに述べたように、高炉において、一九四二～三年の七七に対して一〇三、平炉において、七九に対して一一三であった。

第二に、保有設備の稼働率が異常に低く、遊休設備が大量に存在したことである。「固定資本は労働過程で機能しなければいたんでくる」⁽²⁾のであるが、大量のいたんだ設備が、稼働率の上昇につれて労働過程に入っていく時、大量の修繕費が必要となるのである。

この二つの事情によって生じる通常を越える修繕支出は、当時の設備が非常に老朽化していたことよってさらに倍化させられたのである。

このように、戦後復興期における修繕費は、その性質からして、通常の支出を超える巨大な修繕費であったのであるが、同時に、その修繕費は、同じ理由から流動資本ではなく、固定資本に属するものであった。

一般的にあって、「ある一定の事業部門で投下された固定

資本の平均寿命中に起きる事故や必要な維持、修理労働の平均的な大きさは、経験によって示されて「おり、その「平均支出は、平均寿命の全期間に配分され、それに対応する可除部分に分割されて生産物の価格につけ加えられ」るのであり、³⁾どちらかといえば流動資本のほうに数えられるのであるが、この時期に投下された大量の修繕費は、このような「平均寿命の全期間に配分され」たものではなく、それを超える追加的投資部分であったと言わなければならない。すなわち、それはその性質からいって、過度使用または不使用によって、過度に摩滅し、現実の使用可能年限が短縮された機械・設備を、もとの耐用年数にまでひき戻すために投下されるのであるから、表面上の耐用年数はもとのままであっても、現実には、短縮した使用可能年限をひき延ばすものであったと言える。したがって、それらは経常支出に属するものとしての流動資本⁴⁾ではなく、むしろ固定資本に属するものであり、それ以降の寿命の全期間に配分されて、減価償却費として補填されるべきものであった。

この修繕費について「勧告」は次のように述べている。

「資本的性質を有する個人および法人の多くの支出項目の

控除を適正に統制する方策は進歩していないように思われる。事実、少くとも一例においてわれわれ使節団は、一工場に数百万円におよぶ金額が大きく追加支出されたのに、これが建設の年には、帳簿から落されており (had been written off in the year of construction)、しかも次の年から納税者は、建物の原価を減価償却し始めたことを発見した。……一般的にいつて資産を修繕する支出は、それが資産の耐用年数を延長するような場合には、資本的支出とされねばならぬ。また一般的にいつてそれが耐用年数を延長しないならば、営業経費として取扱われるべきである。」⁵⁾

この引用から明らかなように、当時の膨大な修繕支出は、一例であるが、帳簿上、当年の損益に算入されると同時に、次年度から減価償却されるというように、二重に計上されていたのであるが、「勧告」は、それを明確に区分すべきことを勧告したのである。その限りにおいて、修繕費の勧告は一定の合理性を有していたと言えるのであるが、他方、当時の事情からすれば、固定資本に属し、したがって減価償却すべき修繕費を、当年の経費によって落とす道をも開いていたのである。

すでに述べたように、当時の修繕費は、耐用年数を超過していなくても稼働設備の利用状況が戦前水準をはかるに上回るることによって生じる追加的な修繕支出、いたんだ遊休設備を稼働させる際に必要な追加的支出などによって構成されていたのであるが、これらは短縮した使用可能年限を延長するのであるから、固定資本に属するものであるのに、耐用年数を延長しないという理由で営業経費に繰り入れることができただのである。

帳簿上、数年間の減価償却によって補填されるべき支出を、営業経費で、したがって一年で「回収」するということは、その年度の損金の算入すべき額を過大に評価し、それによって課税対象となる利益を圧縮することを意味するのである。

このことは、「勧告」の現実化の過程を見れば、一層明白となる。シャープ勧告をうけた一九五〇年度の改訂において、資本支出と修繕費の区別は次のようになった。

すなわち、法人がその有する固定資産について支出した金額で、当該固定資産の通常の耐用年数を延長せしめる部分、または、当該固定資産の通常の価額を増加せしめる部分が資本支出とされ、その他は修繕費として損金に算入されること

になった。

ここで注意しなければならないのは、短縮した使用可能年限を延長する場合、その支出の金額が資本支出とされるのではなく、通常の耐用年数を延長する部分のみが資本支出とされたことである。

例えば、当該固定資産の通常の耐用年数が二〇年であったとしよう。ところがこの資産の管理または維持が悪かったために、使用可能年限が一五年に減少した。そこで一三年目に百万円の修繕費を投じたが、そのことによって残存年数が二年から一二年に増加した。したがって、通常の耐用年数から言えば、残存年数を五年間延長したことになる。この場合、資本支出は、実際の使用可能年限を延長した十年のうち、通常の耐用年数を延長した五年の部分、したがって、百万円の十分の五、五〇万円が資本支出とされるのである。

このように、使用可能年限を延長するような固定資本投資であっても、全額が資本支出として、次年度から減価償却されるのではなく、通常の耐用年数を延長する部分のみが資本支出とされ、残りは営業経費として当年の損金に計上されることになったのである。

このような経理方法は、すでに述べたように、基本的にはシャープ勧告の中にもり込まれていたものであり、通常の修繕支出を超えるような固定資本投資であっても、資本支出ではなく、修繕費として損金に計上させる方途を「勧告」が示していたのである。

「勧告」以前に実際企業で行われている資本支出の損金化は、特に、固定資産の「償却不足」を理由として、償却額の減少を修繕費の過大計上で補うものであった。だが、資産再評価によって「償却不足」——実際には、その多くは債務者利得などによって相殺される——を解消させることを勧告すると同時に、なおその上に、資本支出を損金として計上することによって、租税回避の手段とする方途を開いていることが問題であると言わなければならない。

またこのことは、固定資本投資の多くが修繕費によって占められていたという当時の資本蓄積のゆえに、なおさら、重要なのである。

- (1) Karl Marx „Das Kapital“, Bd. II, S. 175
- (2) Ebenda, S. 173
- (3) Ebenda, S. 176
- (4) Ebenda, S. 176

(5) "Report", Vol. II, p. 140

(6) この計算方法は、基本的には、市丸吉左エ門氏の方法による。市丸吉左エ門著「法人税の実務」一九五〇年九月発行 八三〜九〇ページ参照

三 棚卸資産経理の自由化

次に明らかにしなければならないのは、棚卸資産の経理方法を自由化したことである。

それまでの税法においては、棚卸資産会計の方法は、単に加重平均法のみが認められており、それとともに棚卸資産の取得価額を評価減することが認められていた。「勧告」では、それにかわって、後入先出法・先入先出法などの諸々の方法を認め、それらのうちの一つを大蔵省からの認可によって選択することを認めたのである。

当時の産業資金需要において、設備資金は、表Ⅱ―8のようにわずか二〇〜二五%を占めるにすぎず、その後の日本資本主義の発展過程から考えるならば、極めて低い水準であったが、このことは、当時の資本蓄積において、逆に棚卸資産の比重が高く、したがって、棚卸資産会計の自由化が、全体の損益計算にとって非常に大きな位置を占めていたことがわかる。

表II-8 設備資金の全産業投資に占める割合 (※)

	金融機関	復金	社債	株式	見返資金	合計
1948	4.6	93.2	100.0	35.3	—	25.6
1949	7.4	—	70.4	48.1	100.0	20.1

(注1) 表II-2に同じ p.7, p.27より筆者が作成。

棚卸資産の経理において、特に問題となるのは、棚卸資産原価の配分方法であるが、棚卸資産原価は、「妥当な期間損益の算定」を目的として、当期の収益と将来の収益とに配分される。そして、原価配分の方法の選択は、企業の事情、棚卸資産の性質および種類等に基づき、それぞれ異なることはいうまでもない。

しかしながら、そのような差異はあるとしても、価格変動に対して、いかなる棚卸原価配分の方法を採用するかということが、価格変動時においては、最も重要な問題であると言わなければならない。

当時の一般物価水準の極度の変動は、一九四九年のドッジ安定恐慌によって、一応の収束はしたものの、市中銀行の貸出が増大し、オーバー・ローンという形で日銀からの借入金を通じて、一定の通貨膨張は続けられ、したがって、インフレーションは依然として続いていたのである。

個々の商品の価格変動と一般物価水準との背離の問題も、棚卸資産経理の方法選択にとって重要な問題であるが、ここでの問題は総体として物価上昇が継続している時期における「妥当な棚卸原価の配分方法」についてである。

損益計算において、損金が過大に評価されることが租税回避、または社外分配圧縮の手段となることはすでに述べたが、全体としての物価上昇が続いている時期において、最も棚卸原価が大きく評価される方法は、時価法である。時価法とは、当該事業年度末において当該棚卸資産について通常仕入をする場合の市場価格を、当該棚卸資産の評価額とする方法である。したがって、インフレ期において、事業は年度始めに取得した棚卸資産も、事業年度末の価格、すなわち、より高い価格で評価されることになり、そのようにして、原価、すなわち損金が過大に評価されるのである。

しかしながら、時価による費用測定が企業にとって望ましいとしても、時価を知ることが実際問題として手数であり、物価指数による修正方法が確立されていないという事情のため、実際には、この方法が採用されることはまれであった。したがって、実際には、原価法によって、しかも、インフ

レ期に即した原価法によって棚卸資産の経理が行われることになる。

一般に、価格変動が著しくないときには、「物の流れに即した原価配分を結果する配分方法をとることによって、期間損益が最も妥当に表現される」と考えられ、個別法・先入先出法・総平均法などが採用されるのであるが、インフレ期においては、棚卸資産に対する価格水準の影響を考慮に入れて期間損益を算定する方法が主として採用される。その方法のうち、「勧告」の現実化の過程で認められたものとして、後入先出法がある。

後入先出法は、販売商品の原価計算が、最も新しく取得したのから順次販売されたものとみなされる方法であり、したがって、インフレ期においては、より価格の上昇した時点で購入した商品から順次販売されたものとして原価計算されることによって、インフレの影響を排除する方法となる。

後入先出法による棚卸資産の評価例を示せば表Ⅱ-9のようになる。当期払出額(三七〇〇円)および期末棚卸額(二六〇〇円)の合計額(五三〇〇円)は、取得原価合計額(期首繰越額一五〇〇円プラス当期受入原価額三八〇〇円)に一致するのであるが、

表Ⅱ-9 後入先出法による棚卸資産の評価額 (円)

年月日	仕 入			売 上 原 価			残 高		
	数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額
前期繰越	—	—	—	—	—	—	100	15	1,500
25.6. 1	100	18	1,800	—	—	—	{ 100 100	15 18	1,500 1,800
25.7. 1	—	—	—	60	18	1,080	{ 100 40	15 18	1,500 720
25.7.10	—	—	—	{ 20 40	15 18	300 720	80	15	1,200
25.8. 1	100	20	2,000	—	—	—	{ 80 100	15 20	1,200 2,000
25.9.15	—	—	—	80	20	1,600	{ 80 20	15 20	1,200 400
計	200	—	3,800	200	—	3,700	100	—	1,600

単年度のみでみると、当期受入原価額(三八〇〇円)と当期払出額(三七〇〇円)には一〇〇円の差額が生じることになる。この一〇〇円が、損金の拡大を通じる内部留保の充実部分になるのである。

このように、後入先出法では、「物の流れに即した原

価配分」から大きく背離しているだけでなく、単年度をとれば、当期払出額と当期受入額との差額・価額変動損益が発生しているのである。

この後入先出法によって生じる価格変動損益は、決して名目的なものではない。棚卸資産購入のための資金源泉のほとんどが、返済を必要とする外部資金によってまかなわれていることをみれば明らかである。この借入金は、インフレによって債務者利得を発生させるのである。

このような意味において、棚卸資産経理方法の自由化は、過大な損益計上による租税回避の大なる手段となったのである。流動資産の構成比の高い一九四九～五〇年において、特にこのことが重要であった。

- (1) 番場嘉一郎著『棚卸資産会計』一九六三年七月三〇日発行 三七八ページ
- (2) 同右 三八一ページ
- (3) 同右 三八五ページ

四 貸倒準備金

一九四九年のドッジ・ラインによって、悪性インフレが収束させられ、それとともに、生産水準の一定の上昇を背景として、戦時統制経済から自由経済への転換が急速に進められ

シャープ勧告と戦後日本の資本蓄積(藤岡)

るのであるが、このことは、企業の投資資金源泉において、復興金融公庫からの融資の停止と民間金融機関からの借入の急速な増大としてあらわれた。表II-10によると、一九四八

表II-10 産業資金供給実績 (億円, %)

年度	1948		1949	
	金融機関貸出	2,620	4,187	67.7
復事業債	725	-120	18.7	-2.2
株式払込	8	267	0.2	5.0
株式返金	514	788	13.3	14.7
見返資金	—	246	—	4.6
合計	3,868	5,368	100.0	100.0

(注) 表II-2に同じ p.7より。

る。

このような状況を反映して、金融機関を中心にして、シャープ使節団に対して、貸倒準備金の創設を認めるようにとの

年には、復金貸出が七二五億円であったものが、一九四九年には打ち切れ、償還額が一二〇億にも達している。それに対して、金融機関貸出は、一九四八年に全体の六七・七%であったものが、一九四九年には七八・〇%に達している。その後、民間金融機関からの借入はますます増大し、間接金融方式が産業資金供給方式として定着するのであ

強い要望があった。

従来法人税法においては、不確実な損失を各事業年度の損失として計上することを大体において拒否してきた。すなわち、売掛金でもぎりぎり回収できなくなるまでは損失として計上することを認めなかったのである。

勧告は、金融機関の要望を受け、貸倒準備金の創設を認めたのであるが、その概要は次のようなものであった。

まず、原則として創設は認めるが、但し、「準備金の額が妥当な限度に止まり、一定時における受取勘定の総計から予想される平均貸倒見込額を示すようなものでなければならぬ⁽¹⁾」という条件を付けた。

そして、具体的には、

「1 命令で定める制限内で、あらゆる種類の事業に関して、貸倒準備金を認めること。

2 準備金額の最大限度は、各種事業および債権の種類によって区分された受取勘定に対して、命令で定める一定割合とすること、

3 今後五カ年間に於ける、かかる準備金の純増加(年度内に銷却された債権を超えて所得のうちから負担されるもの)の最

大限度は純所得の二〇%に、これを制限すること。⁽²⁾」等々のことを勧告した。

会計理論でいう引当金には、特定資産にたいする相殺的な評価勘定(評価性引当金)と見積りによるものであるが、未払金に属する負債性引当金とがある。⁽³⁾ シャープ勧告における貸倒準備金は、受取勘定など債権の平均貸倒率による評価勘定の目的で設定されたものである。

評価勘定としての貸倒引当金は、その繰入率が平均貸倒率を越えないという意味で利益性のものとは区別されるのであるが、ここでは、平均貸倒率に一致する場合、すなわち評価性引当金であっても、損金の拡大を通じる租税回避の手段になるということが問題である。

勧告によれば、準備金の最大限度額は、各事業年度の受取勘定に対する一定割合、すなわち、貸出残高に対する一定割合である。ところで、貸出残高には、それが、一年間で回収されるような短期貸出(あるいは債権)から、一〇年という長期の貸出しをも含むものであるが、長期貸出においては、貸倒れが生じるまでの期間、事実上継続的に、その一定割合が準備金として内部留保され、資本として機能し、拡大再生産

を促進することになる。したがって、長期貸出については、貸倒準備金は事実上、損金概念の拡大による租税回避の手段となるのである。

このようにして、貸倒準備金が現実の貸倒率にはほぼ一致する場合でさえ、それはその損金算入によって、租税回避・内部留保の充実・拡大再生産の促進の手段となるのである。

このことは、民間金融機関からの貸出が、産業資金供給において中心的位置を占めるにいたったがゆえに、特に重要であり、その後の間接金融方式の定着の中で、ますます重要なものとなるのである。

(1) "Report", Vol. II, p. 141.

(2) *ibid.*, p. 141~142.

(3) 河合信雄著『財務諸表新論』一九六五年発行 二二七ページ

第三節 シャープ勧告の歴史性

本章において、まず第一に、シャープ勧告が発表された当時の具体的な資本蓄積についての分析を行い、そして第二に、それに規定されながら、どのような損益計算自由化の形態が勧告されたかを考察してきた。

シャープ勧告と戦後日本の資本蓄積（藤岡）

その際に重要なことは、第一に、勧告された損益計算自由化は、資産再評価をも含めて、当時の資本蓄積の状況から考えて、きわめて資本蓄積を促進するものであったということである。すなわち、設備投資の多くが、修繕支出として支出されている状況のもとでは、固定資本投資であるものを資本支出ではなく、当該年度の費用として落とすことによって、租税回避の大きな手段となるのである。この場合、資産再評価が行われ、減価償却費の過小評価がもはや行われていないにもかかわらず、そのことが勧告されていることが重要である。また、固定資産投資の割合が相対的に低く、棚卸資産に対する投資割合が相対的に高い状態にあつては、しかもインフレーションの続いているもとでは、棚卸資産の経理を自由化することによって、インフレーションに適した棚卸資産の経理方法を企業が選択することができ、それによって、損金の拡大、租税回避の手段とすることができるのである。さらに、民間金融機関からの貸出が産業資金供給において大きな比重を占めるようになった時に、貸倒準備金の創設が勧告されたのである。

このように、当時の資本蓄積にとって、シャープ勧告は大

いに資本蓄積を促進するものであったといふことができる。第二に重要なことは、上述のことと表裏の関係にあるのであるが、「勧告」における損益計算を通じる減税の形態は、当時の資本蓄積に規定されていたがゆえに、一定の制約を有していたことである。

当時の資本蓄積そのものの制約性は、全体として利益率が低かったこと、そして固定資本投資がその後の発展に比べて、著しく低いということである。すでに述べたように、損益計算機構自由化の本質は、損金概念の拡大にあるのであるが、損金を拡大しうるためには、一定の実質利益（実質利益である諸々の損金も含む）の大きさが必要である。極端な例で言えば、利益がほとんどない状況のもとで、損金の拡大をしたとしても、欠損が帳簿上増大するだけであって、欠損が増大すれば、株価の下落など、資本蓄積における他の部面において著しい制約条件とならざるを得ないのである。したがって、当時の利益率の低位水準にあっては、損金概念の拡大そのものが制約されざるを得なかつたのである。

また、利潤の資本への再転化、とくに固定資本への再転化において、当時の資本蓄積はその後の発展に比して著しい制

約を有していた。技術革新による巨大な固定資本投資の時期、すなわち、設備「合理化」期にまだ達せず、したがって、固定資本投資は低い水準にあつたのであり、そのようなものでは、利潤の資本への再転化は極めて制約されざるを得ないのである。その意味でも、損金概念の拡大そのものが、大きな意味をもちえなかつたのである。

朝鮮特需期をむかえ、利益率が上昇し、「合理化」投資が開始されるにつれて、損益計算機構を通じる減税措置は、著しく拡大されるのであるが、それについては、次稿に譲ることにする。